

株式会社富士テクニカ等にかかる株式の譲渡について

2013年3月15日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式会社富士テクニカ宮津の株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ株式は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社富士テクニカ（以下「富士テクニカ」という。）及び株式会社富士アSEMBリシステム（以下「FAS」といい、両者を総称して「対象事業者ら」という。）

注：株式会社富士テクニカ宮津（以下「富士テクニカ宮津」という。）は、富士テクニカが事業再生計画に基づいて株式会社宮津製作所（以下「宮津製作所」という。）より全事業を譲り受け、商号変更を行った会社。

2. 経緯

対象事業者らにつきましては、2010年9月17日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年11月12日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

同年12月15日及び2011年2月21日には、事業再生計画に沿って、機構は5,300百万円の現金出資により富士テクニカの議決権割合の81.15%（普通株式への転換後ベース）にあたるA種優先株式、及び869百万円の現物出資（※1）により議決権割合の3.86%（同ベース）にあたるB種優先株式、合計85.01%（同ベース）の株式を取得していました。A種優先株式の一部、及びB種優先株式においては、普通株に転換して保有しております。

富士テクニカは、2010年12月16日に、事業再生計画に基づいて宮津製作所より全事業を譲り受け、2011年7月1日に商号を富士テクニカ宮津に変更しております。

なお、全部事業譲渡後の宮津製作所は、事業再生計画に沿って清算手続きを完了しております。また、FASは、支援決定時には富士テクニカが議決権割合の83%を保有する事業者となっておりましたが、2012年8月10日に保有する全ての株式の売却を完了しております。

その後、機構は富士テクニカ宮津の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、富士テクニカ宮津に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般フェニックス・キャピタル株式会社（買付主体は、フェニックス・キャピタル株式会社が組成したフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合及びフェニックス・キャピタル・イレブン株式会社の2社、以下「フェニックス・キャピタル」という。）への株式譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構はフェニックス・キャピタルの公開買付けに応募し譲渡を実行する予定です。

（※1）債権買取により、対象債権者より取得した対象債権の一部を現物出資財産とする募集株式の引受け（いわゆるデット・エクイティ・スワップ。以下「DES」という。）

（注）株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

3. 出資額等

機構は、富士テクニカに対して、5,300百万円の現金出資、及び869百万円のDESにより、A種優先株式、及びB種優先株式を取得し、その後、一部の普通株への転換により、議決権割合の32.99%（普通株式への転換後ベース）にあたるA種優先株式299,255株（A種優先株式の全て）、及び議決権割合の52.02%（同ベース）にあたる普通株式8,493,116株（普通株式の77.6%）を保有しておりました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣：意見なし

以上

(別紙) 株式譲受会社の概要

◆ フェニックス・キャピタル株式会社

住所 : 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル9階
代表者 : 三村 智彦
設立 : 2002年1月21日
資本金 : 10百万円
株主 : 当該会社役員及びプライスウォーターハウスクーパース株式会社